

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年6月1日(月)
NO. 1684号
本号3頁

自民、緊急条項の条文化作業提案 中道「解散権制限が必要」 一衆院憲法審査会

衆院憲法審査会は5月28日、憲法改正の「今後のテーマ」を巡って討議しました。自民党は大規模災害発生時の国会議員任期延長を柱とする「緊急事態条項」について、条文化の作業を進めるよう改めて提案しました。中道改革連合は内閣による衆院解散権の制限を議論すべきだと主張しました。また、9条をめぐる自民は自衛隊明記を主張しましたが、連立相手の日本維新の会との違いが露呈しました。

衆院憲法審査会では、衆院法制局などが作成した緊急事態条項のイメージ案を巡って議論してきました。自民の新藤義孝・与党筆頭幹事は「土台をさらに具体化する作業に入っていく必要がある」と述べ、緊急事態条項の条文起草に向け「実現を図りたい」と条文起草を呼び掛けました。そして、参院選で隣接県を一つの選挙区とする「合区」解消、改憲手続きを定める国民投票法の整備も挙げました。

さらに、党憲法改正案4項目に掲げる9条への自衛隊明記に言及。さらに、9条1項と2項を維持し、新たに「9条の2」を新設して、自衛隊を明記するよう提案。「9条の解釈論で使われる『必要最小限度』とは、我が国防衛のために必要な実力のこと。国防衛のためであれば、全て必要最小限度の範囲内だ」との見解も示しました。

日本維新の会の馬場伸幸氏は緊急事態条項に言及しつつ、9条改正について、「自衛隊明記だけでは国家・国民を守ることはおぼつかない」と述べ、9条2項を削除し、自衛隊を「国防軍」として明記することを求め、自民党との違いを強調しました。

一方、中道の階猛幹事長は、国会機能維持をめぐる「発生確率が極めて低い緊急事態ではなく、通常事態の議論も深めるべきだ」と主張し、1月の高市首相衆院解散で予算審議が遅れたことなどを引き合いに「国会機能を維持したいのであれば、いついかなるときでも解散権を行使できるのは矛盾だと指摘。解散権の行使に関する明確なルールを憲法や法律で定め、乱用を抑止すべきだ」「内閣の解散権を制限するための法規範を、憲法または法律に明記する必要がある」と訴えました。

国民民主党の飯泉嘉門氏は緊急時の国会議員の任期延長と合区解消を提案しました。参政党の和田政宗氏は憲法を①から作り直す「創憲」を訴え、チームみらいの古川葵氏は投票環境の向上やオンライン国会などの議論を求めました。

一方、共産党は「国会の側が改憲をあおり、国民に押しつけるような議論はやめるべき」などとして改めて憲法改正自体に反対しました。

このように論点が多岐にわたり、それぞれのテーマの中でも意見の違いが改めて浮き彫りになりました。このような中で、国民民主の玉木氏は「首相がおっしゃる来春の改憲発議のめどは、このペースで本当にたどり着くのか。率直な危機感がある」と語りました。

共産党の畑野氏 「9条の生命力を世界中に発揮することこそ求められている」と強調

共産党の畑野君枝議員は、集団的自衛権の行使容認や敵基地攻撃能力の保有など、自民党政権が憲法9条に反して軍事強化と戦争する国づくりを進めてきたことこそ問われていると主張。高市政権が進めている「安保3文書」の改定は、アメリカの求めに応じて軍事費を増額するためのものだとして、「憲法の平和原則を蹂躪（じゅうりん）し、軍事強化のために国民生活を踏みにじろうというものだ」と批判しました。

畑野氏は、憲法9条は絶対に戦争を起こさず、徹底した外交努力で争いごとの解決を求めていると述べ、「この精神が、世界の平和のためにも求められている」と指摘。国民の中から「憲法9条守れ」の声が大きくなっていることを挙げ、「9条の生命力を世界中に発揮することこそ求められている」と強調しました。

また畑野氏は、冤罪と再審法の問題に言及し、「冤罪は、無実の人の自由を奪い、個人の尊厳も名誉も蹂躪する、国家による最大の人権侵害だ」と指摘。日本国憲法が世界に類を見ないほど詳細な刑事手続きの保障を定めているにもかかわらず、自白の強要や証拠の捏造（ねつぞう）などにより冤罪が繰り返されてきたと述べ、「そのうえ、被害者を救済するための再審開始を不当に引き延ばすことは、幾重にも許されない。再審法を抜本的に改正することが国会に求められている」と強調しました。

国会 審査会はあと6~7回の開催

今第221回国会の会期は7月17日までです。ですから、あと7回の開催となります。緊急事態条項の審議をみても、国民民主の玉木氏は「緊急政令に議論を広げると論点が拡散する」として、緊急事態条項のうち、すでに議論が煮詰まっている国会議員任期延長措置に絞るべきだと強調し、慎重論を展開しています。緊急事態条項で重要な部分である緊急政令の審議を避けて議論・採決するなどとんでもありません。

私たちはあと1カ月たたかい貫き、緊急事態条項創設・議員任期延長改憲、そして憲法への自衛隊明記を阻止しましょう。今国会での改憲発議を阻止し、そして高市氏がめざす「来春の改憲発議のめど」を打ち砕きましょう。

国家情報会議設置法が成立 市民監視強化・人権侵害拡大

政府のインテリジェンス（情報活動）機能を強化する「国家情報会議」設置法が27日の参院本会議で、自民党、日本維新の会、国民民主党、公明党、参政党、日本保守党、チームみらいなどの賛成多数で可決、成立しました。日本共産党、立憲民主党、れいわ新選組、沖縄の風、社民党などは反対しました。同法による市民監視、人権侵害の拡大などへの強い懸念から広範な市民が反対の声を上げる中、高市政権の与党などが成立を強行しました。

同法は、政府の「スパイ活動」の司令塔として「国家情報会議」「国家情報局」を設置。各省庁が収集した情報を集約します。

敵基地攻撃を可能とする長射程ミサイル運用などのため、日米共同での情報収集活動を強化するなど、日米の軍事的連携を強め、戦争国家体制づくりを進めるものです。

市民監視についても、すでにイラク戦争時の自衛隊情報保全隊の市民監視事件や大垣警察市民監視事件など、恣意的な監視、違法な情報収集活動が行われていますが、政府は反省も謝罪もしていません。プライバシー侵害などについての第三者によるチェック機関もなく、同法により市民監視がさらに強化され、これまで政府の情報機関によって繰り返されてきた人権侵害が拡大する重大な危険があります。

同法に対し、市民団体、法律家団体などをはじめ、反対・廃案を求める声が高まりました。

衆院で中道は賛成、参院では立憲が反対、公明は賛成

「国家情報会議」設置法の審議では、中道改革連合が衆院採決で賛成しました。一方、参院では立憲民主党が反対、公明党が賛成し、合流を目指す3党で足並みがそろいませんでした。

立憲の田名部匡代幹事長は記者会見で「一つの党でもなかなか政策を一つにまとめるのは本当に難しい」と主張。「まだ3党が別々という中で、最後はそれぞれの政党の判断に任せようと合意している。結論が分かれることは、お互い認め合っていくということだ」と述べた。

衆院審議では、中道が個人情報やプライバシー保護などに配慮する付帯決議の採択で与党と合意し、賛成に回りました。ただ、付帯決議には法的拘束力がなく、立憲は法案への明記が必要だとして修正案を単独提出し、否決されました。最終的には公明と共に参院の付帯決議に賛成しました。

中道の小川淳也代表は記者団に「常に法案対応の足並みがそろおう方が望ましい」と強調。その上で「時に賛否が分かれることはやむを得ない」と理解を示しました。公明の谷合正明参院会長も「侃々諤々（かんかんがくがく）の（議論の）末、それぞれ最終的な判断の中で異なることはあり得る」とし、合流に向けては「大きな影響にはならない」と語りました。



中道はいつになると方向性が一致するのでしょうか。

(高市総理の発言)

この法律は、一昨年、昨年の自民党総裁選挙2回にわたりまして、私自身の候補者としての公約の中で、重視をしてきたものでもございますし、今年の衆議院選挙で自民党の政権公約にも記載をしたものでもございます。今般、各党・各会派の広い御理解を頂きまして、成立にこぎ着けることができました。御関係の多くの皆様に心から感謝を申し上げます。本法律では、複雑で厳しい国際環境の中で、我が国のインテリジェンスの基盤を整備する、そして情報力を高めることによって、直面する困難な課題に的確に対応する、国民の皆様を守る、安心を守る、そして国益を守る、こういったものでもございます。国会審議の中では、プライバシーなどに関する御懸念の声も示されました。けれども、本法律は行政機関相互の関係を律するものでもございますので、そのようなリスクを高めるようなものではないということを丁寧に説明申し上げてまいりました。国家情報会議や国家情報局につきましては、衆参両院の附帯決議も踏まえまして、運用をしております。

本法律は、我が国のインテリジェンス機能を強化するための改革の第一歩と申し上げてまいりました。その他のインテリジェンス施策につきまして、現時点で具体的な内容を申し上げられる段階にはございませんけれども、様々な御意見をしっかりと伺いながら、一つ一つ丁寧に、かつ着実にですね、検討を進めてまいります。

「世論の期待も関心もない」

衆院議員定数削減、成立見通し立たず

自民党と日本維新の会が衆院選の公約に掲げた「衆院議員の定数削減」の議論が停滞しています。両党の協議が進まないだけでなく、28日にあった衆院選挙制度協議会では野党各党から慎重意見が相次ぎました。自民内の熱意は急速に冷めており、今国会中の法案成立の見通しは立っていません。

与野党は28日、衆院各会派で構成する選挙制度協議会で選挙制度改革に関する見解を表明しました。自民、維新両党は自民党と日本維新の会は連立政権合意に掲げた衆院議員定数について、1割を目標に削減する法案を今国会で成立させるべきと、定数(465)の1割削減とする考えを表明。維新はこれまで比例区で45議席減らすことを主張しています。

一方、中道改革連合の中野洋昌氏は「比例のみの削減は小選挙区で敗れた多様な民意を切り捨て、死票をさらに増大させる」として、比例区のみ削減に反対を表明しました。国民民主は人口減少に伴う定数削減は容認するものの、古川元久代表代行は「選挙制度とセットで考える問題だ」と指摘しました。他党からも「国会の行政監視機能を後退させる」(共産党・塩川鉄也氏)など、削減に慎重な意見が続出しました。野党側から賛同する意見はありませんでした。意見集約は難航が予想されます。

選挙制度改革について、与党は民意の「集約」に力点を置く小選挙区制を重視すべきだとの立場を示しました。野党側は民意の「反映」を重視。中小政党を重視した比例代表での議席配分や、比例の制度拡充を求める意見などが出ました。

各党の主張に隔たりがある中、自民は秋に想定される臨時国会での法改正も視野に入れていきます。一方、維新は定数削減を「政治改革のセンターピン」と重視しており、藤田文武共同代表は27日の記者会見で昨年の臨時国会に続く「2度の先送りは許されない」と主張しました。

今週の衆参憲法審査会開会予定

◆参議院

6月3日(水)午後1時00分 第41委員会室(分館4階)

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査

(憲法に対する考え方について(緊急事態対応・緊急集会))

・説明聴取 ・委員間の意見交換

◆衆議院

6月2日(火)に幹事懇談会が開催され、4日(木)の審査会開催について協議されます。

この間の審議状況を見ますと、4日(木)10時から開催されると思われます。